

## 米子市青年等就農計画認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第14条の4第1項の認定(以下「青年等就農計画認定」という。)に関し、法及び農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)並びに農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 青年等就農計画認定の申請をすることができる者は、本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする者(新たに農業経営を営む者で農業経営を開始してから5年を経過しないものを含む。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 青年(18歳以上45歳未満の個人をいう。)

(2) 65歳未満の個人(前号に掲げる者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当する者

ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) 前2号に掲げる者(以下この号において「青年」と総称する。)が役員を過半数を占める法人であって、当該法人の役員である青年のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが当該法人の役員を過半数を占めるもの

2 次に掲げる全ての事項を確認することができる場合は、複数の者が、共同して青年等就農計画認定の申請をすることができる。

(1) 当該申請をする者が、全て同一の世帯(住居及び生計を同じくする親族の集団をいう。以下この号において同じ。)に属する者又はかつ

て同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。

(2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該申請をする者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該申請をする者の全ての合意により決定することが明確にされていること。

(3) 前号の当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

(青年等就農計画に係る意見聴取会)

第3条 青年等就農計画認定に当たって、第三者から意見を求めるため、青年等就農計画に係る意見聴取会（以下「聴取会」という。）を置く。

2 聴取会は、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 米子市経済部農林課
- (2) 米子市農業委員会事務局
- (3) 鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課
- (4) 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所
- (5) 鳥取西部農業協同組合
- (6) 鳥取県米子地区指導農業士会
- (7) 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構米子本部
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

3 聴取会の運営等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 聴取会に、会長を置く。
- (2) 会長は、米子市経済部農林課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 聴取会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (5) 聴取会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (6) 聴取会は、当該青年等就農計画認定の申請をした者に対し、会議への出席を求め、当該青年等就農計画についての説明を聴くものとする。
- (7) 聴取会による意見の聴取は、会議を開いて行うものとする。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、会議を招集しないで、第2項各号に掲げる機関（以下「関係機関」という。）に対し、書面

による意見の提出を求めることができる。

ア 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者が、当該認定に係る就農計画の写しを添付して青年等就農計画認定の申請をしたとき。

イ 緊急を要するとき。

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、会議を招集する必要がないと会長が認めるとき。

（8）聴取会の庶務は、米子市経済部農林課において処理する。

（青年等就農計画認定の手続）

第4条 青年等就農計画認定に関する手続は、次に定めるとおりとする。

（1）青年等就農計画認定を受けようとする者は、市長に対し、青年等就農計画認定申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

（2）市長は、前号の申請書の提出があったときは、当該申請書に記載された青年等就農計画について、聴取会により聴取した意見を考慮した上で、別記青年等就農計画の認定基準（第7条第1号において「認定基準」という。）に照らして審査するものとする。

（3）市長は、前号の規定による審査の結果、当該青年等就農計画が適当であると認めるときは、青年等就農計画認定をするものとする。

（4）青年等就農計画認定の有効期間は、当該青年等就農計画認定をした日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始している者にあつては、当該青年等就農計画認定をした日から、当該農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

（5）市長は、青年等就農計画認定をしたときは、当該青年等就農計画認定の申請をした者に対し、別記様式第2号によりその旨を通知するとともに、青年等就農計画認定書（別記様式第3号）を交付するものとする。この場合においては、併せて、関係機関に対し、別記様式第4号により、その旨を通知し、及び当該認定書の写しを送付するものとする。

（6）市長は、青年等就農計画認定の申請を却下したときは、当該申請を

した者に対し、別記様式第5号によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(青年等就農計画の変更の認定)

第5条 青年等就農計画認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該青年等就農計画について、就農時における目標の営農部門又は就農地の変更、2割以上の増減を伴う所得目標又は年間農業従事日数の変更その他市長が定める事項の変更をしようとするときは、法第14条の5第1項の認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、前条の規定に準じて行うものとする。

(青年等就農計画認定の失効)

第6条 認定就農者が、青年等就農計画認定の有効期間内において法第12条第1項の認定を受けて認定農業者となったときは、当該青年等就農計画認定は、同項の認定の日をもって、その効力を失う。

(青年等就農計画認定の取消し)

第7条 市長は、認定就農者が次の各号のいずれかに該当する場合は、青年等就農計画認定を取り消すことができる。

- (1) 青年等就農計画が、認定基準に該当しないと認められるに至ったとき。
- (2) 認定就農者が、青年等就農計画に従って法第14条の4第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき。ただし、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合を除く。
- (3) 法人にあっては、第2条第1項第3号に該当しなくなったとき。

(認定就農者の責務)

第8条 認定就農者は、青年等就農計画の最終年までの間の経営状況を把握するため、毎年、農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標をいう。）に基づく自己チェックを行い、その結果を市長に報告しなければならない。この場合においては、併せて、通帳、帳簿等の写し等の必要書類を市長に提出しなければならない。

(認定就農者への指導)

第9条 市長は、前条の規定による報告を踏まえ、関係機関と連携して、認定就農者の経営状況の把握を行い、当該認定就農者に対し、指導、助言等を行うものとする。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、青年等就農計画認定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

## 別記

### 青年等就農計画の認定基準

第1 計画における農業経営の規模、生産方式等が、米子市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らして適切であるとともに、計画における経営管理の方法及び農業従事の態様が適切であり、農業経営の基礎の確立に向けた必要な取組を行うと認められること。

(1) 青年等就農計画の申請者

青年等就農計画の申請者が、第2条に掲げる者であること。

(2) 所得目標

目標年度（農業経営開始5年後）の所得目標が、主たる従事者1人当たり250万円程度であること。ただし、夫婦による共同経営の場合は、300万円程度であること。

(3) 目標とする主たる従事者の年間労働時間

計画における年間労働時間の目標が、1,800時間程度であること。ただし、年間農業従事日数が、150日（1,200時間）を下回らないこと。

第2 計画の達成される見込みが確実であること。

(1) 計画の生産方式に関わる農業技術及び知識の習得度、経営能力、農業労働力の確保の実現性、事業計画、資金計画等から総合的に審査した結果、計画の達成される見込みが確実であると認められること。

(2) 経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが確実であると見込まれること。

第3 計画の目標を達成するために必要な農業の技術及び知識の習得状況その他の就農の準備に関する事項が適切であること。

(1) 実践的な研修をおおむね1年以上（第2条第1項第2号に掲げる者にあつては、おおむね6か月以上）受けたものであること。ただし、過去の実務経験又は職歴の内容から見て、就農時の目標を達成するために十分な農業技術を習得していると認められる場合には、新たに研修を受けることを必要としない。

(2) 目標を達成するために必要な措置及び農業経営の構成に関する事項

が適切であること。

第4 青年等就農計画認定の有効期間の終了後に、農業経営改善計画の認定を受ける見込みがあること。